

## 船舶インシデント調査報告書

令和8年1月21日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和7年7月6日 07時50分頃
発生場所	関門港門司区門司第4船だまり南西方沖 門司大里防波堤灯台から真方位345° 510m付近 （概位 北緯33° 54.8′ 東経130° 55.9′）
インシデントの概要	遊漁船優漁丸は、漂泊中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年8月25日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	遊漁船 優漁丸、4.9トン FO3-33679（漁船登録番号）、個人所有 第291-44283号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力279.50kW、回転 数毎分2,300、6気筒、ボア117.9mm、使用燃料軽油、機関 製造年月日不詳、平成元年8月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定（限定なし）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、05時10分頃、山口県下関市彦島南方沖において、主機を中立として漂泊し遊漁を開始した。</p> <p>船長は、遊漁を開始した際、いけすの水中ポンプを作動させた。</p> <p>船長が07時50分頃に潮上りしようとして主機を微速前進としたところ、主機回転数が下がって主機が停止した。</p> <p>船長は、主機を始動しようとしたが、セルモーターの回る音が弱く始動しなかったため、付近を航行していた巡視艇に手を振って救助を要請した。</p> <p>本船は、巡視艇によってえい航され、船長が依頼して来援した僚船に引き継がれ、関門港小倉区の長浜船だまりに戻った。</p> <p>船長は、本インシデント後、バッテリーを新替えし、主機が正常に作動することを確認した。</p> <p>船長は、本インシデント発生時のバッテリーを3年以上使用しており、気温が低い時期に主機のかかりが少し悪かったので、バッテリーを新替えしようと思っていたが、気温が高くなってから主機始動時等</p>

	<p>にバッテリーの不具合などを感じておらず、出航前に電圧点検や充電を行ったことがなかった。</p> <p>本船は、予備バッテリーを搭載していなかった。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、船長が約3年前に交換したバッテリーを点検していなかったことから、同バッテリーの電圧が低下していたものと考えられる。</p> <p>本船は、バッテリーの電圧が低下していた状態で、船長が、主機を中立として漂流中、水中ポンプを作動させていたことから、同バッテリーの更なる電圧低下をもたらし、主機が始動できなくなったものと考えられる。</p> <p>船長は、気温が低い時期に主機のかかりが悪く、バッテリーの新替えを考えていたものの、気温が高くなってから主機始動時等にバッテリーの不具合などを感じていなかったことから、出航前に電圧点検や充電を行っていなかったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、船長がバッテリーを約3年間点検していなかったため、同バッテリーの電圧が低下していた状況下、本船が主機を中立として漂流中、水中ポンプの使用により同バッテリーの更なる電圧低下をもたらし、主機の始動ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶の船長は、定期的にバッテリーの電圧を測定し、充電容量が低下しているときは、充電又は交換を行うこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、出航前にバッテリーの液量や電圧を点検し、必要に応じてバッテリー液の補充や充電、交換等を行うこと。</li> <li>・ 小型船舶の船長は、予備バッテリーやジャンプスターターを船内に積んでおくことが望ましい。</li> </ul>